

ご存知ですか？

# 国民年金保険料免除制度

経済的な理由等で国民年金の保険料を納めることが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除される「保険料免除制度」があります。

国民年金  
だより

問い合わせ先  
保険年金課

☎(40)5558

## 全額免除制度

保険料の全額（14,100円）が免除

全額免除された期間は保険料を全額納付したときに比べ、年金額が $1/3$ として計算されます。

全額免除となる所得の「めやす」

前年の所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること  
(扶養親族等の数 + 1) × 35万円 + 22万円

申請者ご本人のほか、配偶者及び世帯主の方も所得基準の範囲内である必要があります。  
平成19年4月から6月分の申請については、前々年（平成17年）の所得で審査を行います。

## 一部納付（一部免除）制度

保険料の一部納付、残りの保険料は免除

一部納付は3種類です。それぞれの納付額と年金額の計算は次のとおりです。

4分の1納付（3,530円）	年金額 $1/2$	平成18年7月実施
半額納付（7,050円）	年金額 $2/3$	
4分の3納付（10,580円）	年金額 $5/6$	平成18年7月実施

一部納付となる所得の「めやす」

前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること

○4分の1納付	78万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
○半額納付	118万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
○4分の3納付	158万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等

申請者ご本人のほか、配偶者及び世帯主の方も所得基準の範囲内である必要があります。  
平成19年4月～6月分の申請については、前々年（平成17年）の所得で審査を行います。

(注) 一部納付制度は、納付すべき保険料を納付されない場合、その期間の一部免除が無効（未納と同じ）となるため、将来の老齢基礎年金の額に反映されず、また、障害や死亡といった不慮の事態が生じた場合に、年金を受け取ることができなくなる場合がありますのでご注意ください。

平成18年7月から平成19年6月までの期間の保険料の免除等申請の受付は、平成19年7月末まで申請できます。

平成19年7月から平成20年6月までの期間の保険料の免除等申請の受付は、平成19年7月から申請できます。

申請先 国分寺庁舎1階保険年金課 石橋庁舎1階市民課窓口 南河内庁舎1階市民課窓口

## 免除申請の手続が簡単になります！

国民年金保険料の免除申請の手続が簡素化され、**全額免除又は若年者納付猶予の承認を受けられた方が、翌年度以降も引き続き免除又は猶予の申請を希望される場合は、申し出により申請書の提出が不要になります。**

これまで、国民年金の保険料の免除申請や若年者納付猶予の承認を受けるためには、毎年、お住まいの市区町村の窓口へ申請書の提出が必要でしたが、平成18年度以降、**全額免除と若年者納付猶予に限り、引き続き申請を希望される場合には、申請の時に申し出ることにより、次の年改めて申請書を提出する必要がなくなり、申請手続きの負担が軽減されることになりました。**

失業、若しくは震災・風水害又は火災による損害を受けたことを理由とした全額免除申請及び若年者納付猶予、若しくは半額免除申請の場合は、毎年の申請が必要となりますので、ご注意ください。

### 免除された期間の保険料と年金はどうなるの？

○保険料の全額免除や一部納付等の承認を受けた期間は、保険料を全額納付したときに比べ、将来受ける年金額が少なくなります。



○そこで、これらの期間については、10年前の分までさかのぼって納めることができ、年金額を満額に近づけることができるようになっています（追納といいます）。

○ただし、免除された年度も含めて3年度経過したものは、当時の保険料に加算額が上乘せされます。

○なお、平成19年度中に追納する場合の加算額を加えた追納額は右表のとおりです。

免除の承認を受けた年度の保険料を平成19年度に追納する場合の額

	全額免除	半額免除	(当時の月額)
平成9年度の月分	16,550円		(12,800円)
平成10年度の月分	16,310円		(13,300円)
平成11年度の月分	15,680円		(13,300円)
平成12年度の月分	15,070円		(13,300円)
平成13年度の月分	14,500円		(13,300円)
平成14年度の月分	13,940円	6,970円	(13,300円)
平成15年度の月分	13,730円	6,860円	(13,300円)
平成16年度の月分	13,540円	6,770円	(13,300円)
平成17年度の月分	13,580円	6,790円	(13,580円)
平成18年度の月分	13,860円	6,930円	(13,860円)

平成16年度分以前の保険料に加算額が上乘せされます。